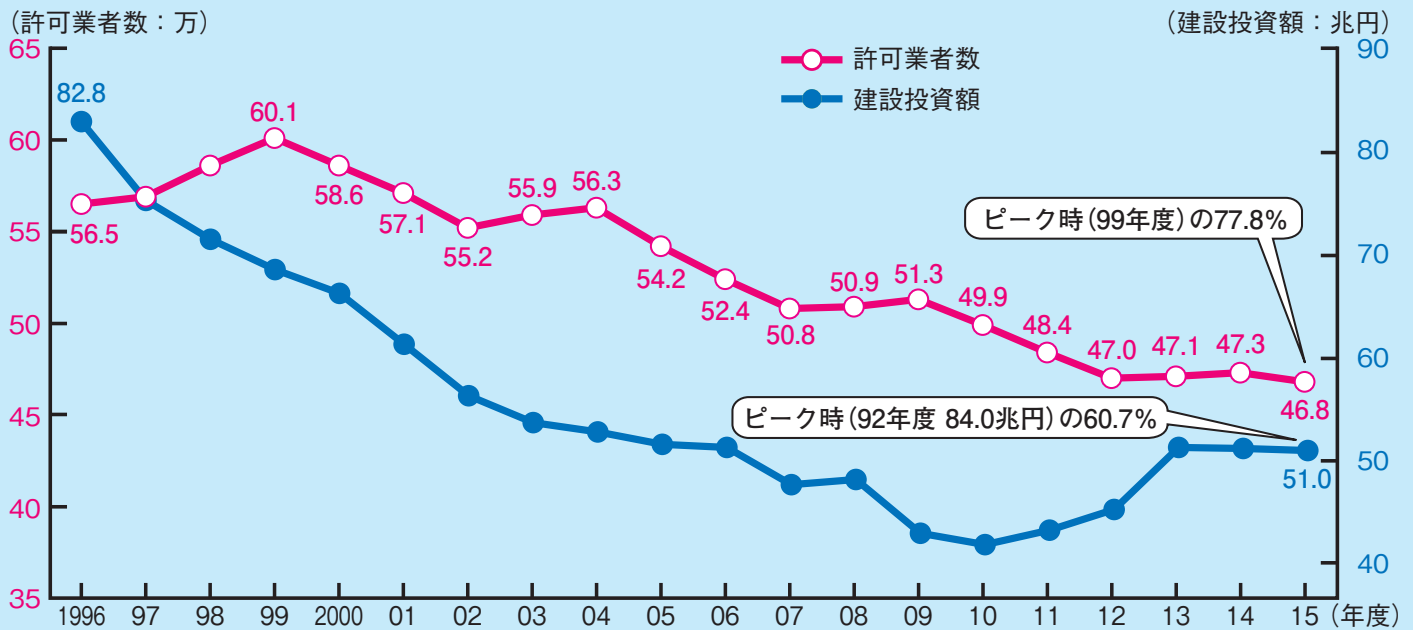


## 1. 建設業者の構成

### 》許可業者数の推移

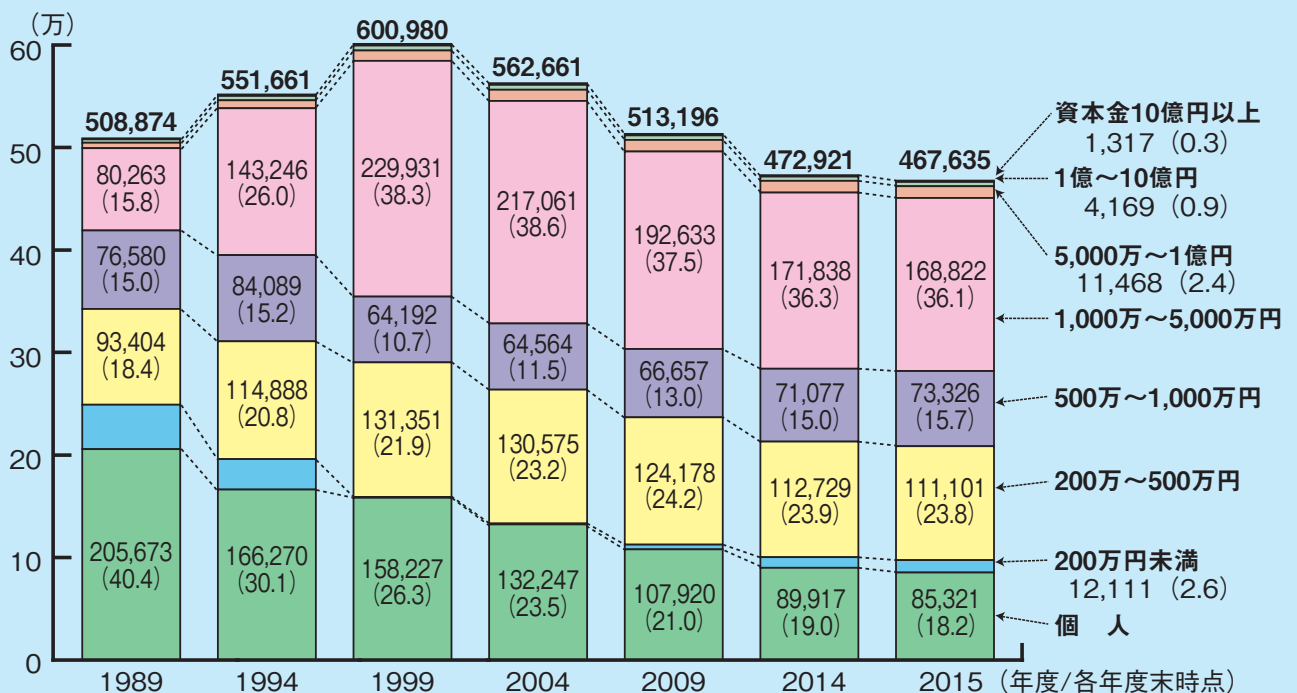


(注) 許可業者数は各年度末時点

資料出所：国土交通省「建設業許可業者数調査」、「建設投資見通し」

建設業者数は99年度の60.1万をピークにその後減少。15年度は前年度比1.1%減の46.8万となった。

### 》規模別許可業者数の推移



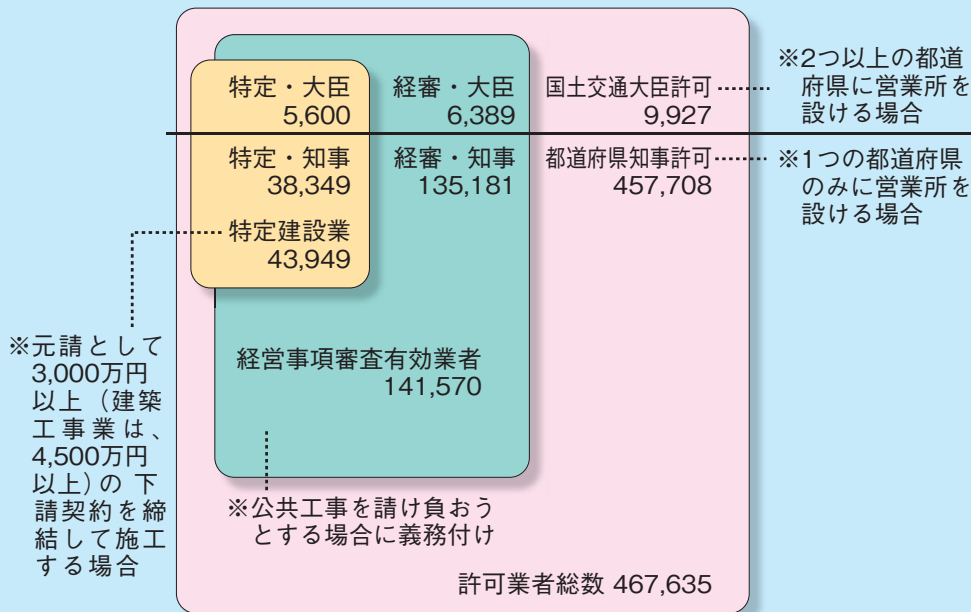
(注) ( ) 内の数字は規模別構成比

資料出所：国土交通省「建設業許可業者数調査」

建設業者の大半は中小・零細業者である。規模別では「個人」の減少が著しい。



## 建設業許可の種類

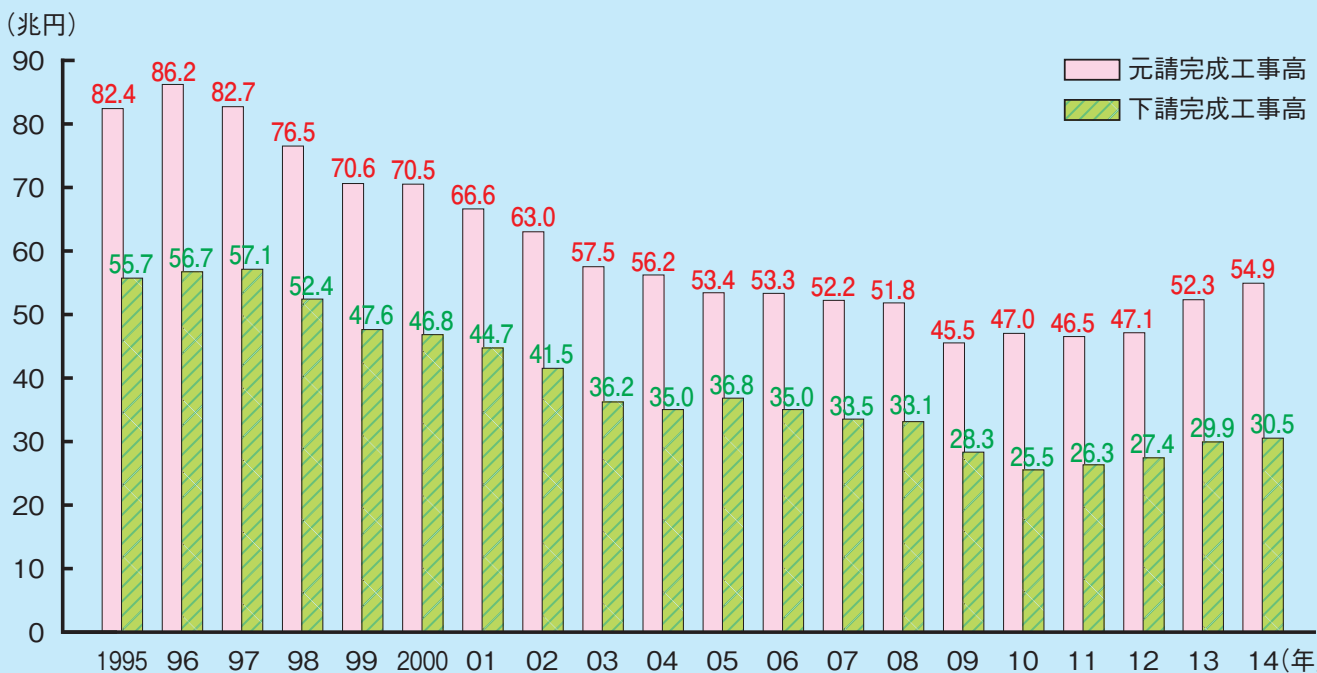


わが国で建設業を営む場合は建設業許可の取得が必要となる。建設業許可には、業者が行う工事の種類による分類（建築、土木、左官、電気、造園等29業種）や、複数の県に営業所を設置するか否かによる分類（大臣許可あるいは知事許可）がある。また、発注者から請け負った工事の一部について下請契約を締結する業者（特定建設業）はその他の業者（一般建設業）に比べ厳しい要件をクリアしなければならない。公共工事を請け負おうとする業者は、許可とは別に、経営状況についての審査（経営事項審査）を受けることが義務づけられている。

（注）47万の許可業者のうち、建設工事の実績があった業者数は21.6万（14年度建設工事施工統計）。公共工事を実際に請け負った業者数については、統計上の把握は困難であるが、公共工事の約70%をカバーする前払対象工事の元請となった実績のある業者の数が約6.0万（2015年度、保証事業会社調べ。測量業者、建設コンサルタント業者等を含む）であることを考慮すると、経営事項審査有効業者数141,570をかなり下回るものと推測される。

資料出所：国土交通省「建設業許可業者数調査」、「建設工事施工統計」（許可業者数は2015年度末現在）  
経営事項審査受審企業数は日建連調査による。

## 下請完成工事高の推移



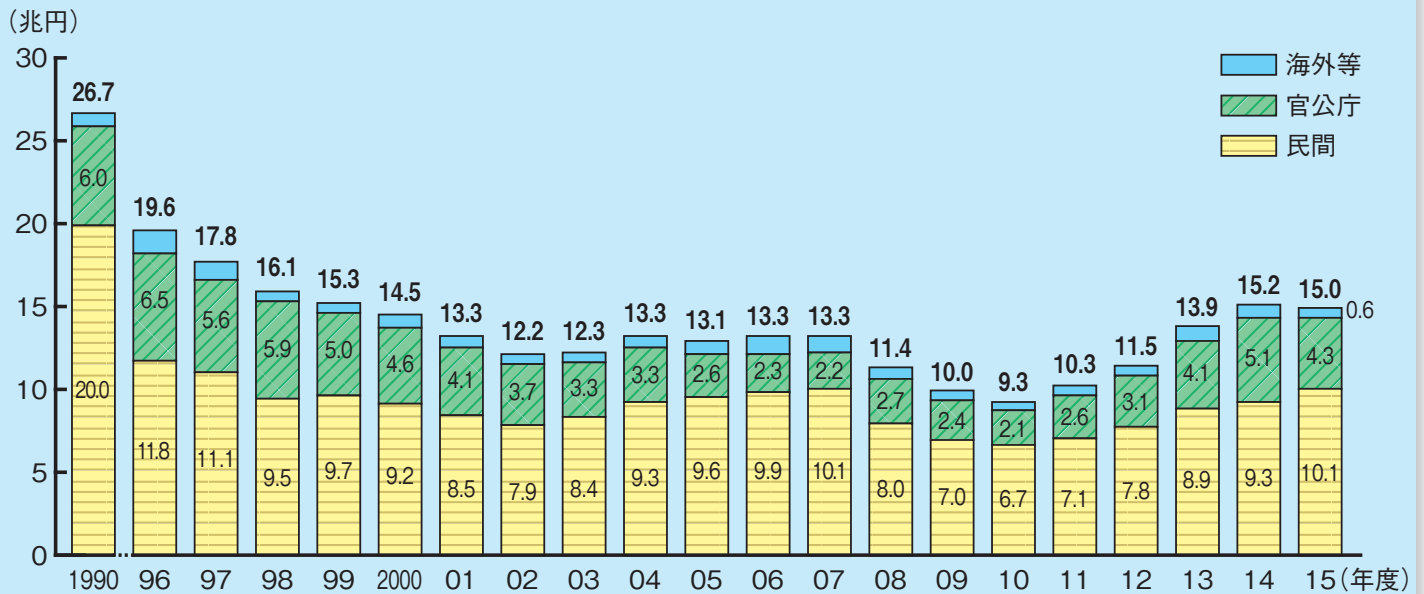
（注）下請工事：元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負った建設工事をいい、1次又は2次等の下請工事を含む。

資料出所：国土交通省「建設工事施工統計」

下請完成工事高は1997年度をピークに減少が続いていたが、2010年度を底に増加に転じ、2014年度は30.5兆円となった。

## 2. 企業経営

### 》大手建設会社の工事受注額の推移

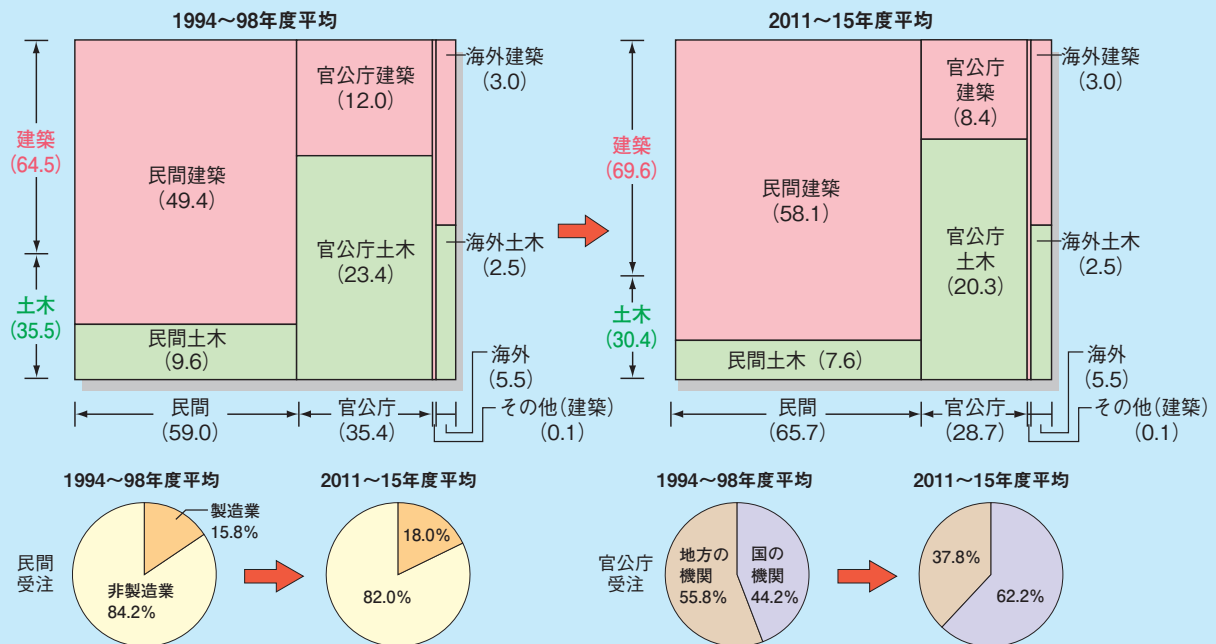


(注) 対象企業：日建連法人会員（1990年度は59社、96年度～2011年度は48社、2012年度からは97社で集計）

資料出所：日建連「受注実績調査」

大手建設会社（日建連会員）の受注は、2004年度から4年間、13兆円台で推移した後、リーマンショックを契機とした急激な景気悪化の影響で08年度以降は大幅減となり、10年度には9.3兆円とピーク時（90年度 26.7兆円）の約35%にまで減少した。11年度以降は、東日本大震災に伴う復旧・復興需要、民間建設投資の回復により増加に転じており、14・15年度は2年連続で15兆円台となった。

### 》大手建設会社の受注内容の変化

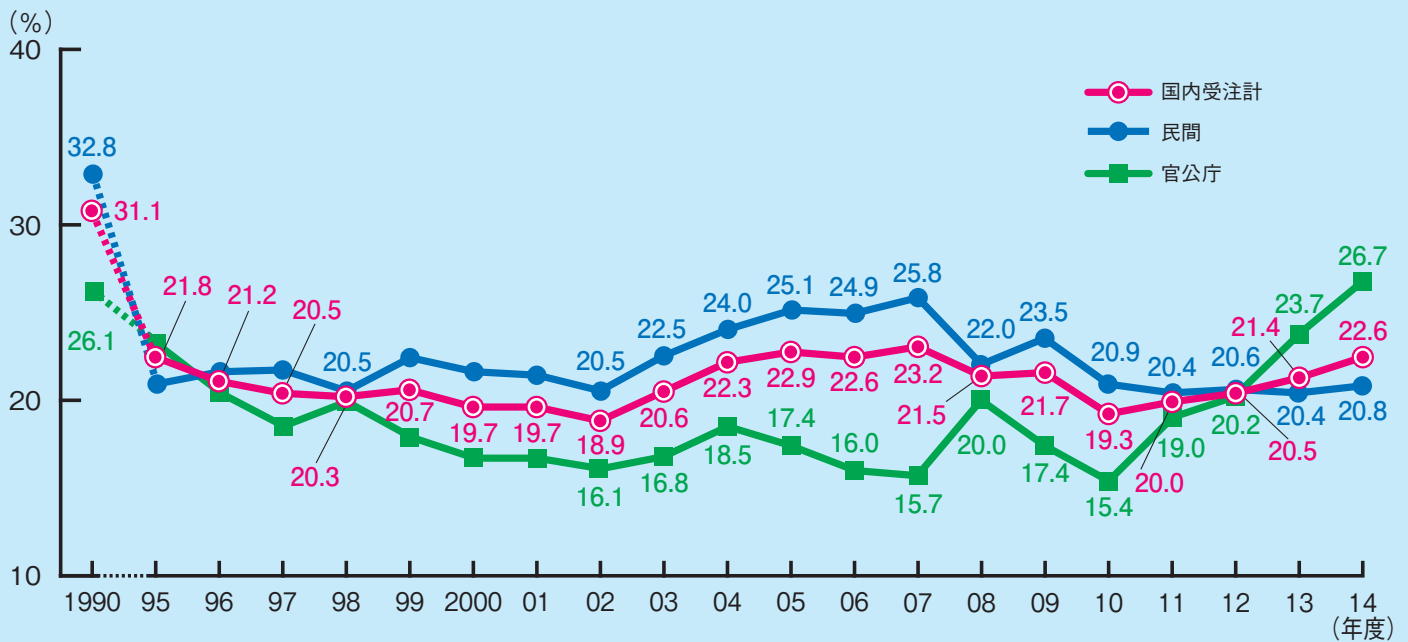


(注) 対象企業：日建連法人会員のうち48社

資料出所：日建連

近年の受注内容の変化で最大の特徴は官公庁工事の割合の低下であり、特に自治体など地方の機関からの受注割合の低下が著しい。

## 大手建設会社の受注シェアの推移

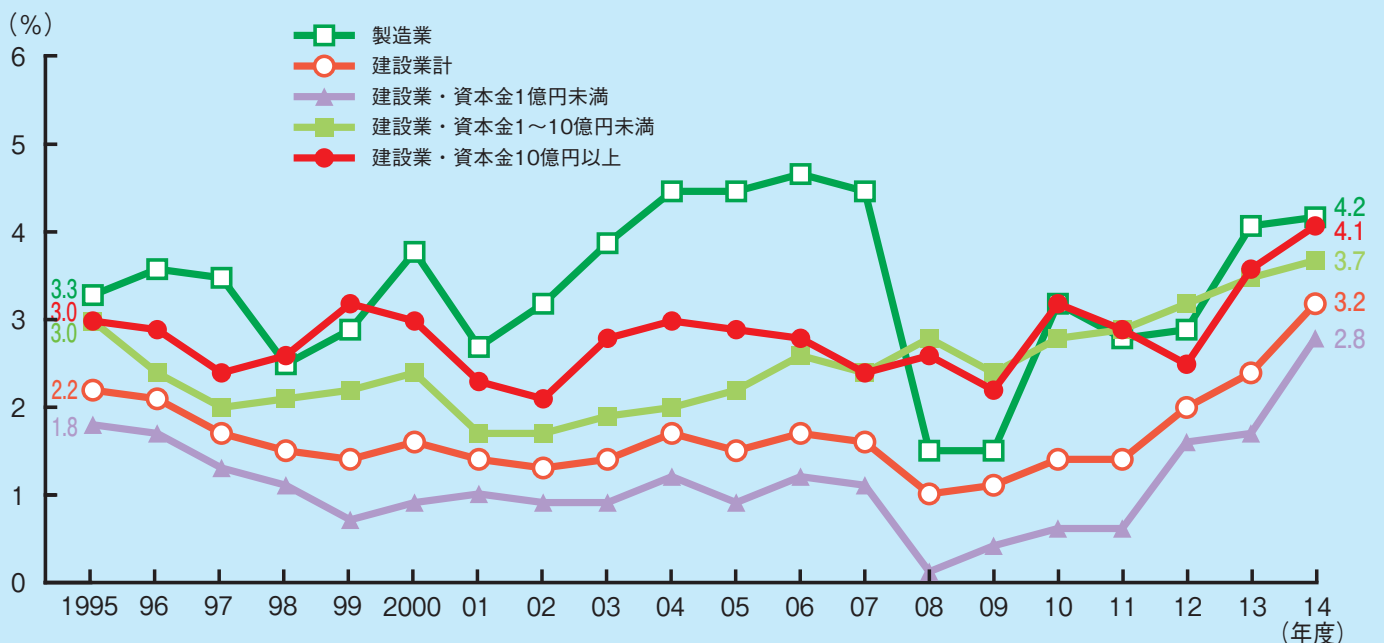


(注) 1. 受注シェアは日建連法人会員のうち48社の受注額/元請受注額 (建設工事施工統計)  
2. 11年度以降の元請受注額は日建連推計。

資料出所：国土交通省「建設工事施工統計」、日建連「受注実績調査」

大手建設会社（日建連法人会員）の受注シェアは90年代初頭の30%超をピークとしてその後は低下が続き、2000年代初めには20%を割り込むに至ったが、03年度に上昇に転じ、09年度まで20%台前半で推移。14年度は官公庁工事の上昇により、全体の受注シェアは22%台となった。

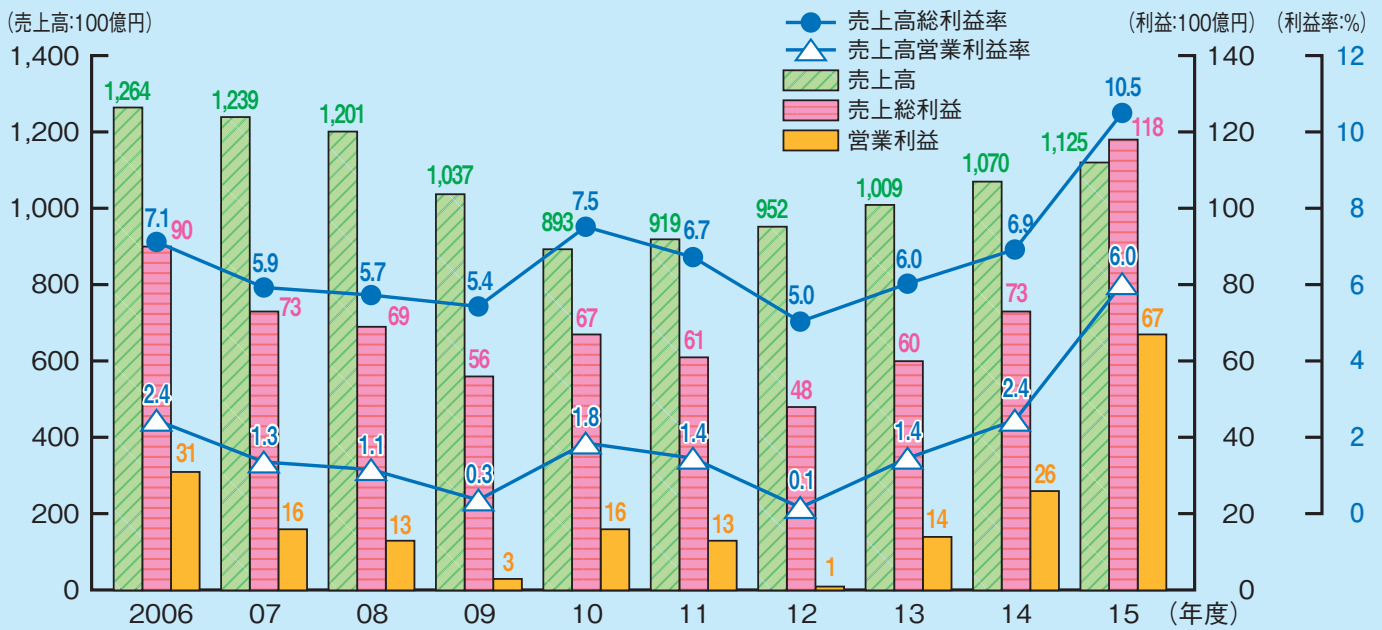
## 売上高営業利益率の推移



資料出所：財務省「法人企業統計調査」

建設業の利益率は、バブル崩壊後の建設市場の長期停滞、競争激化等により2000年代初めまで低下傾向が続いた。その後は若干回復したものの、リーマンショック後の急激な景気悪化により、製造業ほど大幅ではないものの再び1%台前半まで低下した。近年は建設市場の回復を背景として上昇傾向にあり、2014年度は、1993年度以来の3%台となった。

## 》大手建設会社の経営状況

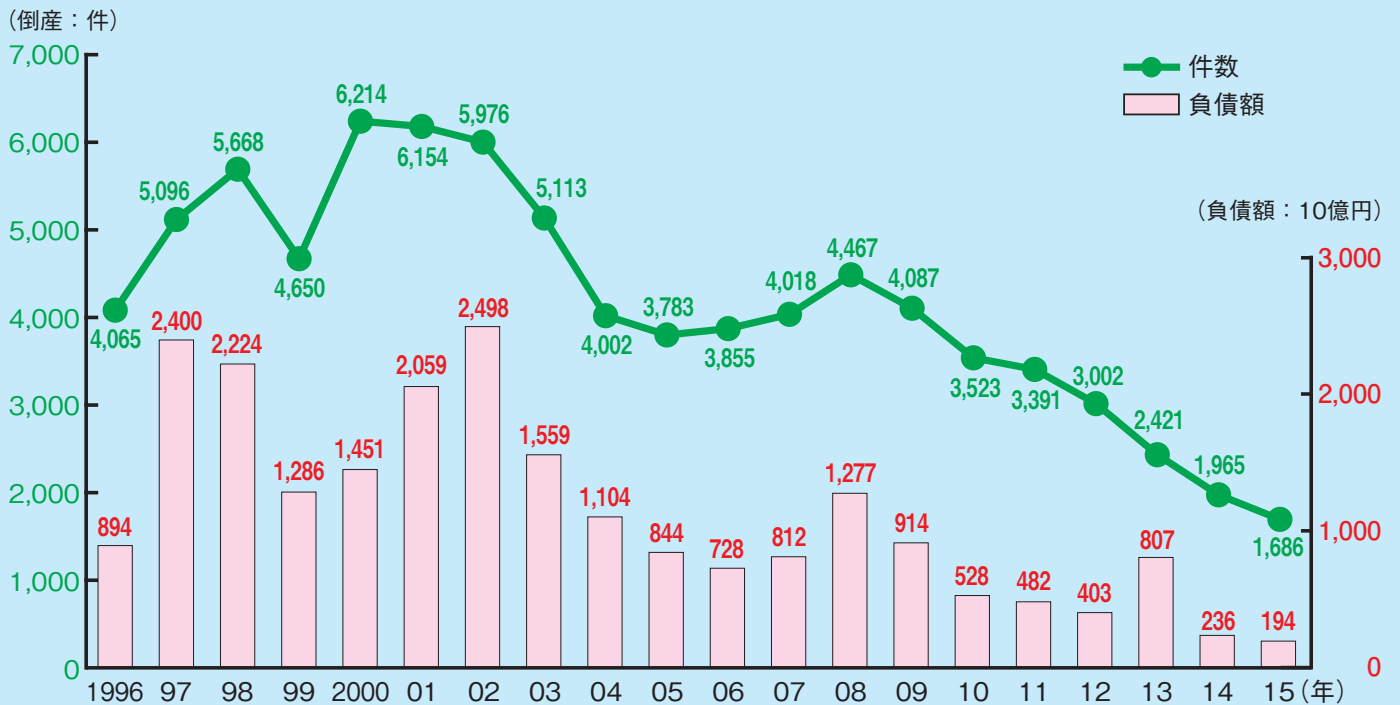


(注) 日建連法人会員のうち、上場企業等30社の決算(単体)に基づく集計。

資料出所：日建連

大手建設会社の売上げは、建設市場の縮小に伴い減少を続けていたが、11年度に増加に転じた。15年度は景気回復による設備投資の増加や堅調な公共投資により5年連続の増加となった。利益も不採算工事の減少と採算重視姿勢の徹底等により、大幅な増益となった。

## 》建設業の倒産の推移



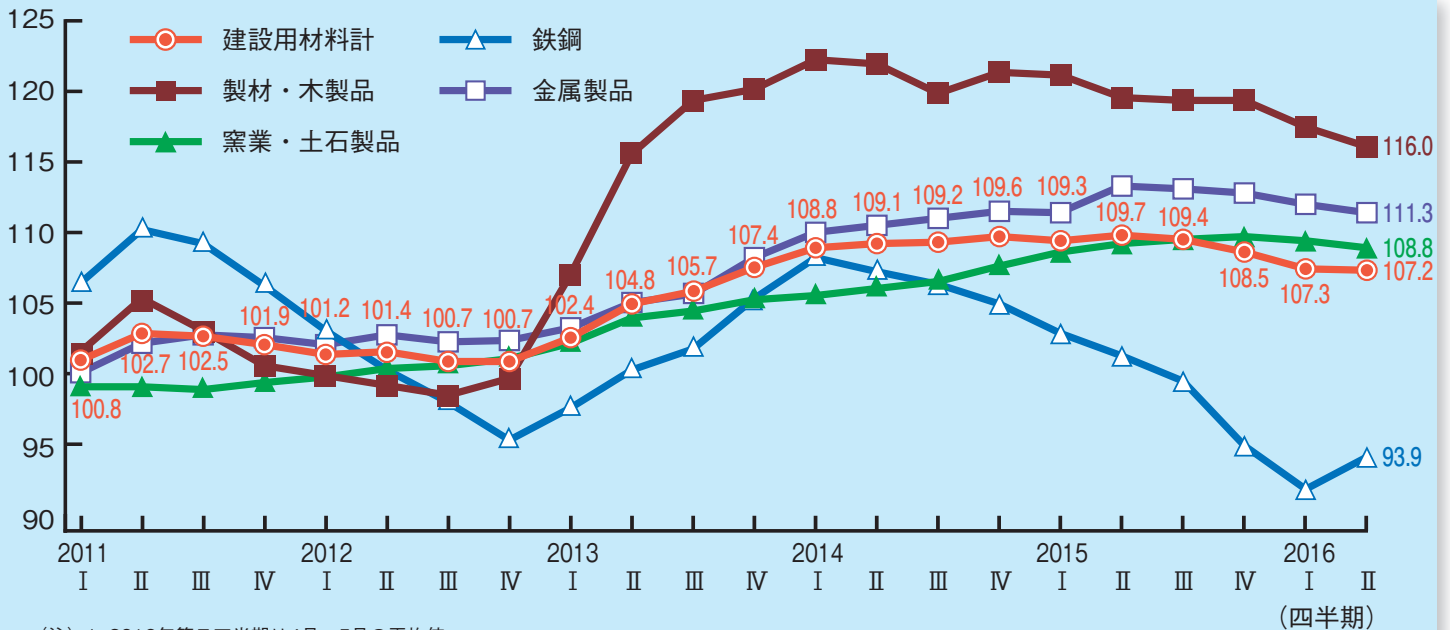
(注) 負債総額1,000万円以上

資料出所：東京商工リサーチ「倒産月報」

2015年の建設業の倒産件数は、7年連続で減少し過去20年で最低となった。東日本大震災の復旧・復興工事の本格化、堅調な公共投資や景気回復による民間投資の増加が倒産減少の要因とみられる。

### 3. 建設コスト

#### 建設資材価格（企業物価指数）の推移

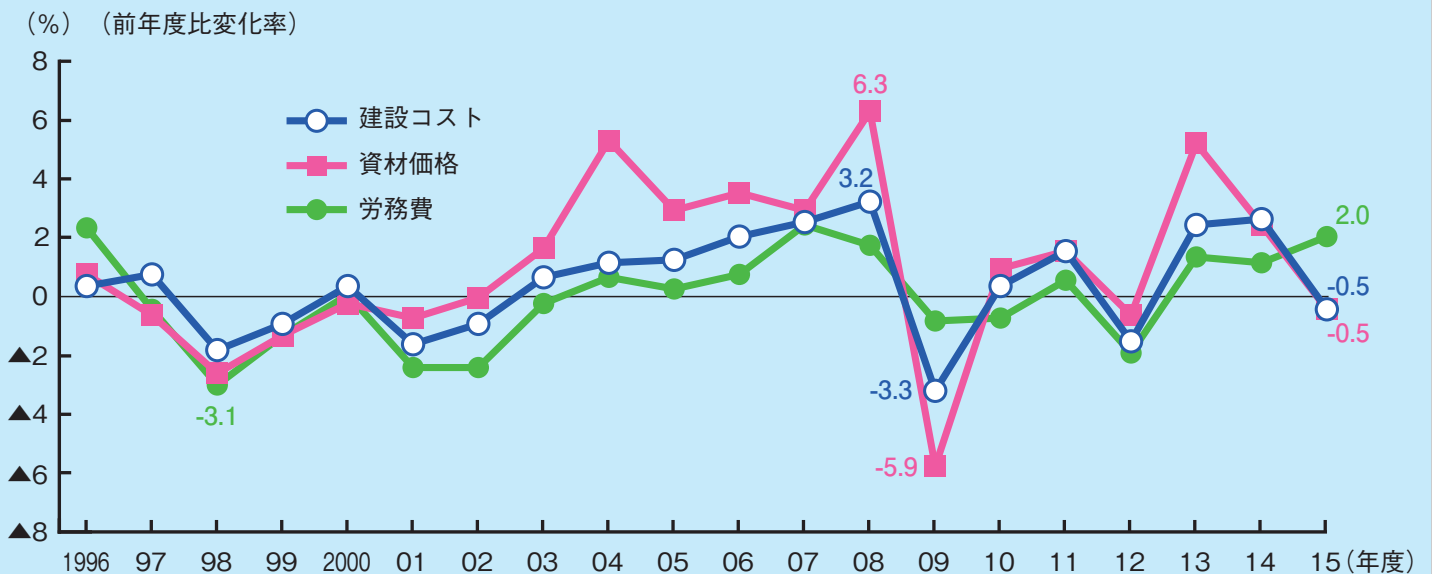


(注) 1. 2016年第II四半期は4月～5月の平均値  
2. 建設用材料のうち、代表的な4品目のみ表示。「建設用材料計」には4品目以外の材料も含む。

資料出所：日本銀行「企業物価指数」（中間財建設用材料 2010年＝100）

建設資材価格は、東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴い、2013年以降上昇が続いた。2015年後半からは、中国経済の成長鈍化に伴う鉄鋼価格下落の影響で下落傾向にある。

#### 建設コスト変化率の推移



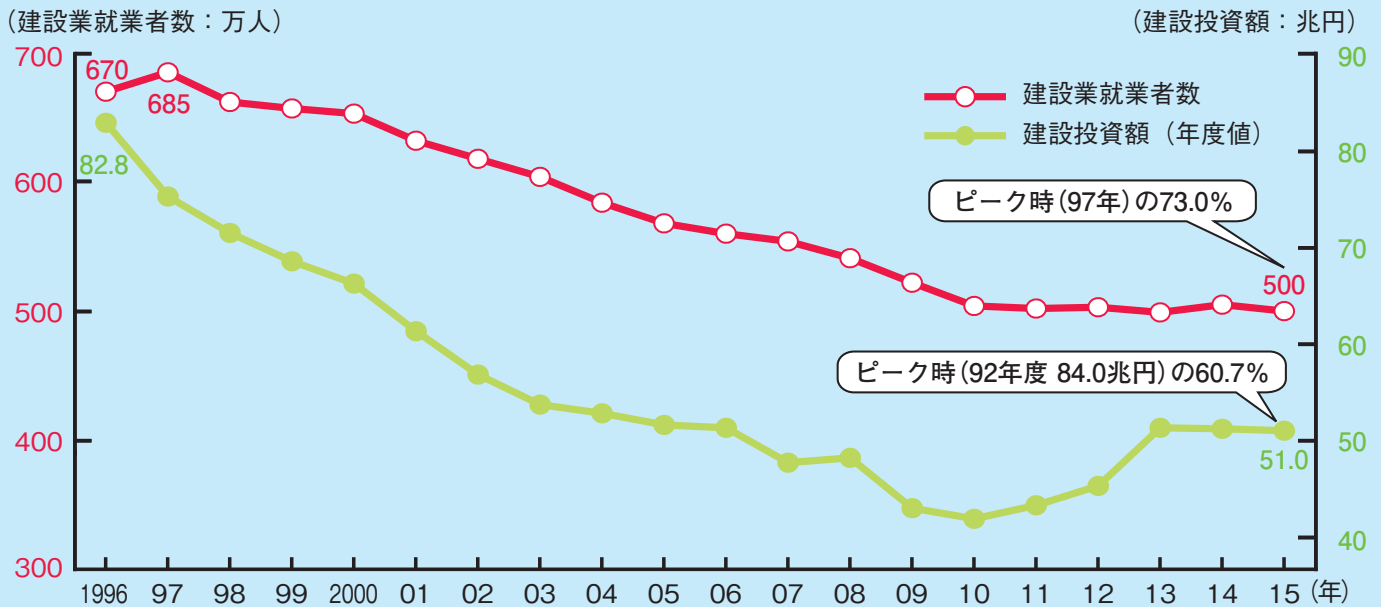
(注) 建設コスト：建設工事費デフレーター 資材価格：企業物価指数（建設用材料） 労務費：毎月勤労統計（建設業現金給与総額）

資料出所：国土交通省「建設工事費デフレーター」、日本銀行「企業物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

建設コストは、08年度に資材価格の急騰により大幅な上昇を記録したが、09年度は、景気の悪化、建設市場の冷え込み等を背景に、資材価格の急落に加え労務費も下落したことにより、大幅な低下となった。15年度は労務費が3年連続で上昇したが、資材価格が3年ぶりの下落となり、建設コストは低下した。

## 4. 建設労働

### 》建設業就業者数の推移

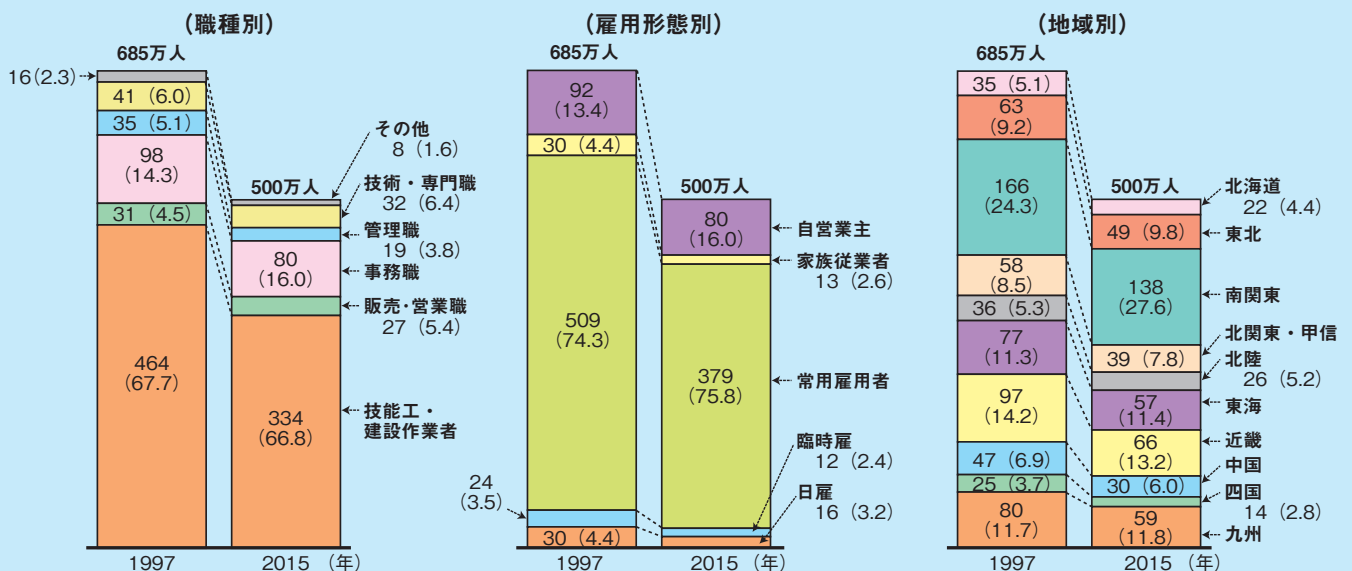


(注) 2013年以降は、いわゆる「派遣社員」を含む。

資料出所：総務省「労働力調査」、国土交通省「建設投資見通し」

建設業就業者数は建設投資の減少に伴い、97年（685万人）をピークとして減少が続いていたが、2010年以降はほぼ横ばいとなっている。2015年は前年比5万人減の500万人である。

### 》就業者数減少の内訳



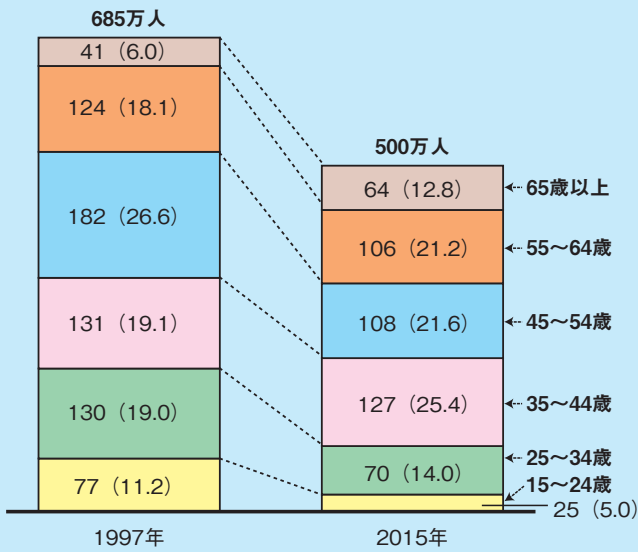
(注) ( )内は構成比。雇用形態別の「自営業主」は個人経営の事業主、「臨時雇」は契約期間が1カ月以上1年以内の雇用者、「日雇」は1カ月未満の雇用者

資料出所：総務省「労働力調査」

2015年の就業者数はピーク時(1997年)比で27.0%(185万人)減少している。その内訳をみると、職種別では建設生産を担う技能工・建設作業(130万人減)、雇用形態別では常用雇用者(130万人減)、地域別では近畿(31万人減)、南関東(28万人減)の減少が著しい。

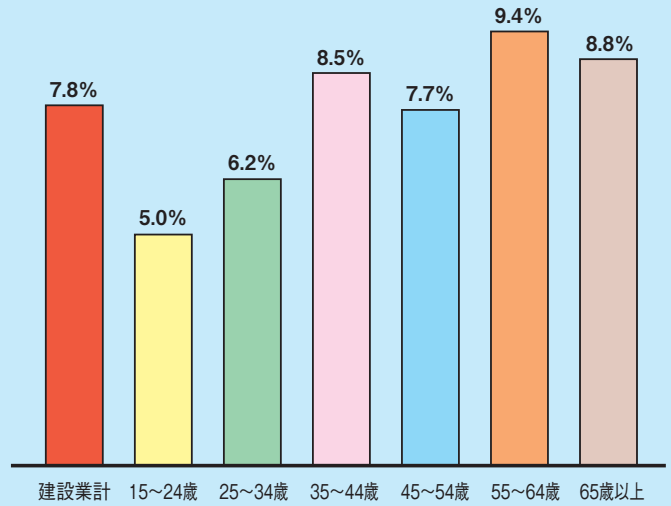
## 》 就業者の高齢化

建設業就業者数の年齢階層別推移



(注) ( ) 内は構成比

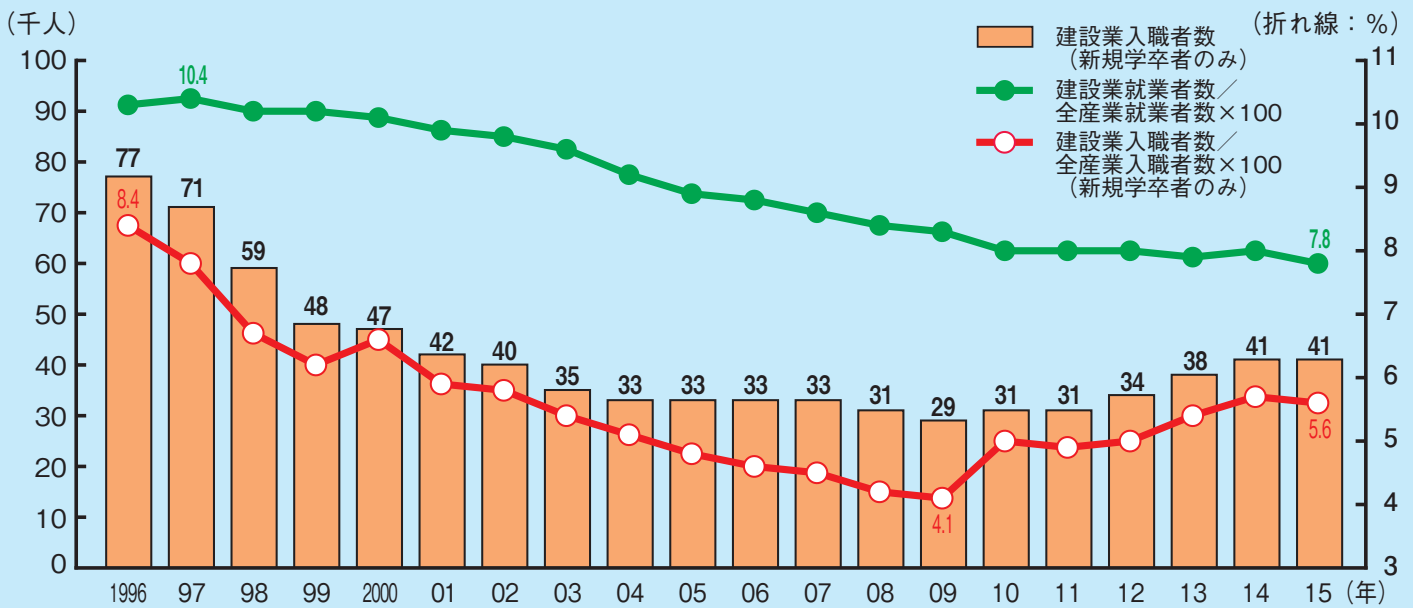
全産業就業者中に占める建設業就業者の割合 (2015年)



資料出所：総務省「労働力調査」

建設業就業者数を年齢階層別にみると、若年層の減少が目立っており、相対的に高齢層の割合が高まっている。このような高齢化の傾向は、他産業と比べても顕著である。持続可能な建設生産体制の確立のためには、若年層の入職促進と長期間の定着を図ることが、根幹的な課題である。

## 》 新規学卒者の入職状況



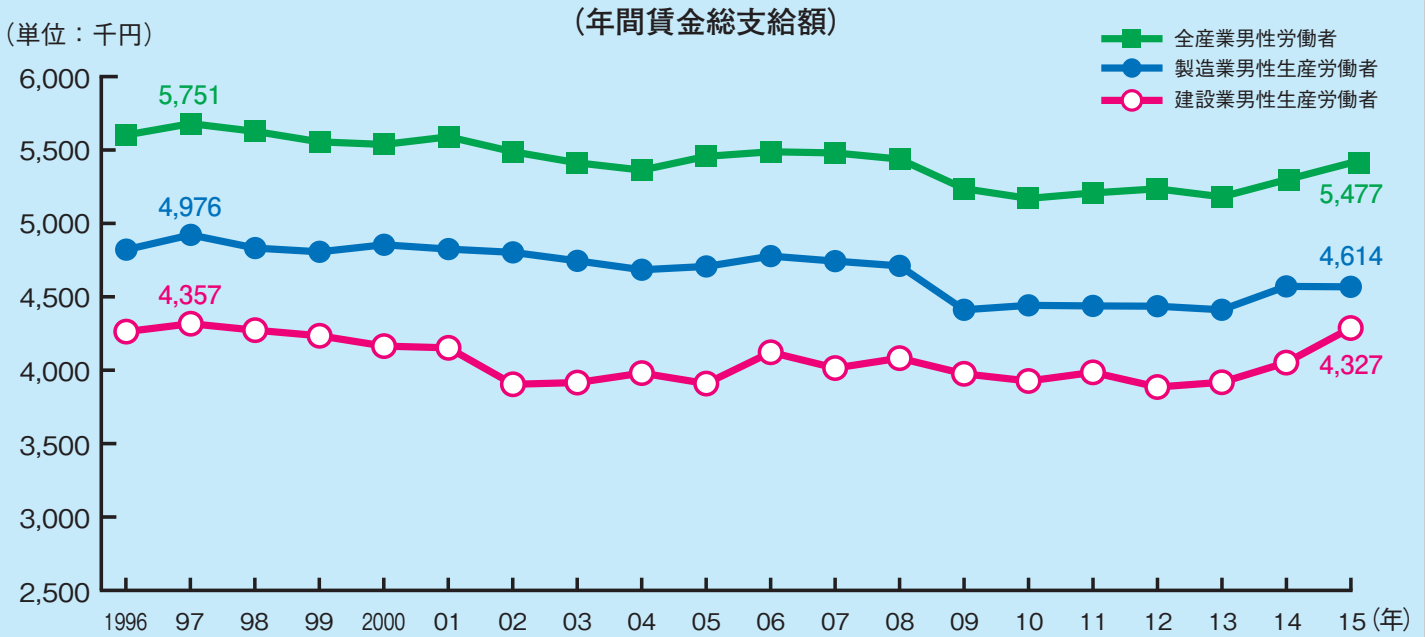
(注) 新規学卒者数には中学卒を含まない

資料出所：総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」

就業者高齢化の要因の一つとして、新規学卒者の建設業への入職者数減少があげられる。建設業への入職者は減少が続いてきたが、2009年の2.9万人を底に増加に転じ、2014、15年は4.1万人となった。



## 》 労働賃金の推移

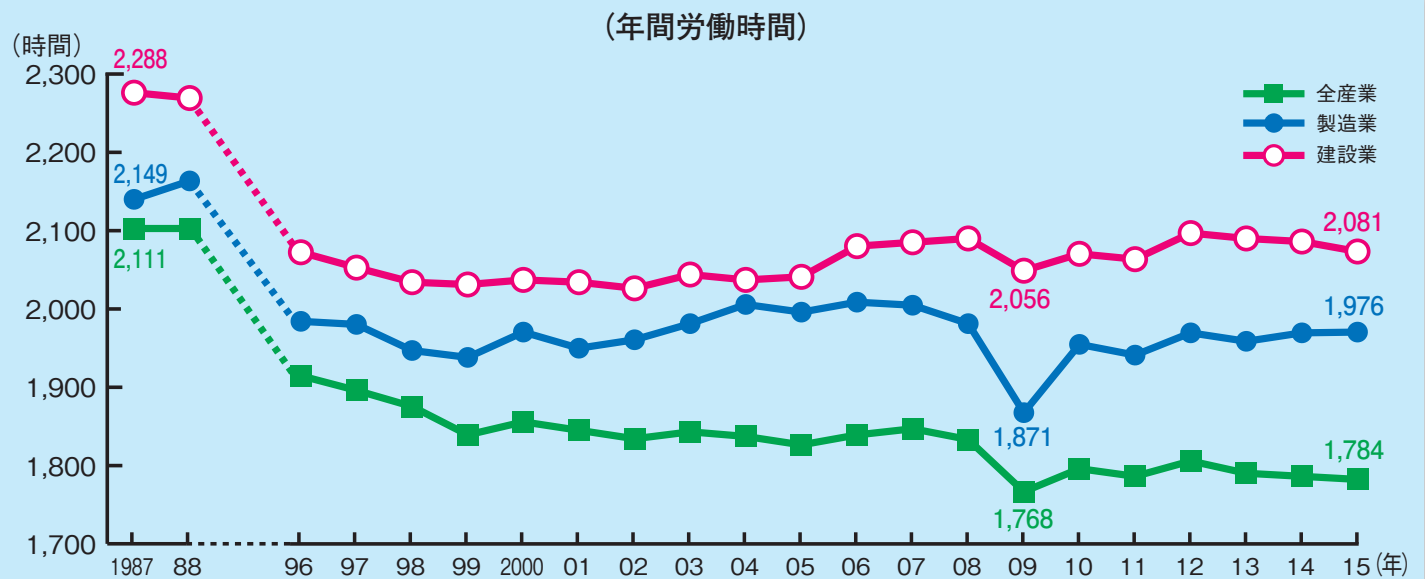


(注) 1. 年間賃金総支給額=決まって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額  
 決まって支給する現金給与額=6月分として支給された現金給与額(所得税、社会保険料等を控除する前の額)で、基本給、職務手当、精皆手当、通勤手当、家族手当、超過勤務手当を含む。  
 2. 生産労働者とは、主として物の生産が行われている現場等(建設現場等)における作業に従事する労働者である。  
 3. 調査対象は、10人以上の常用労働者を雇用する事業所。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

建設業の生産労働者の賃金は、90年代後半以降、他産業に比べ下げ幅が大きかったことから格差は拡大傾向にあったが、2013年以降は上昇に転じ、製造業との格差は縮小している。

## 》 労働時間の推移

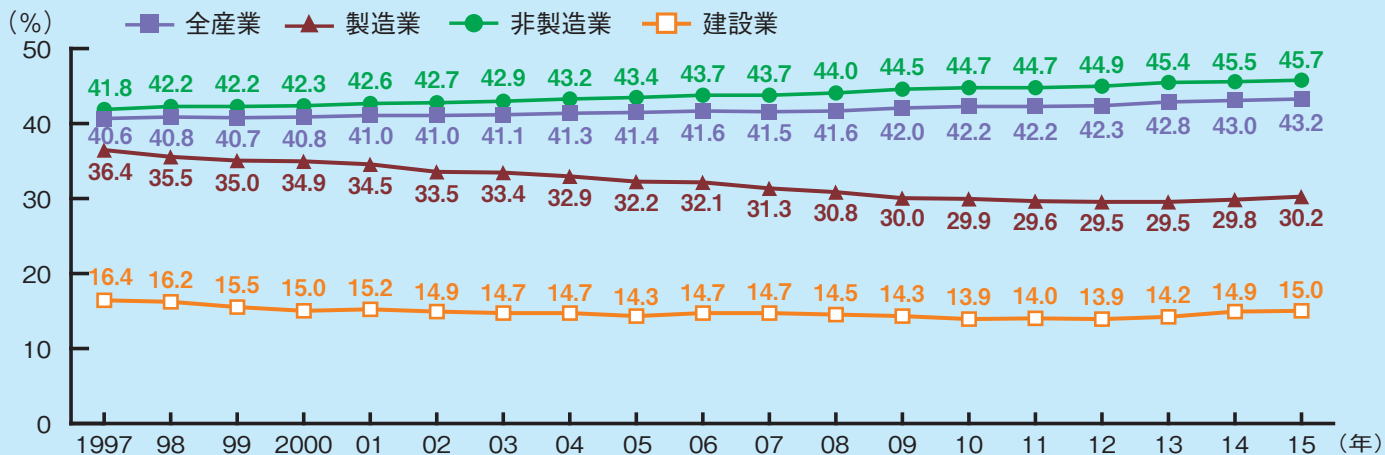


(注) 1. 年間労働時間=年平均月間値×12  
 2. 調査対象は、30人以上の常用労働者を雇用する事業所。

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

わが国の労働時間数は80年代後半以降、週休2日制の普及もあって短縮化が急速に進み、建設業においても88年～96年までの8年間に1割短縮するなど大幅に改善した。近年は2012年以降短縮傾向にあるが、他産業と比べ依然として長時間である。

## 》就業者中に占める女性の比率

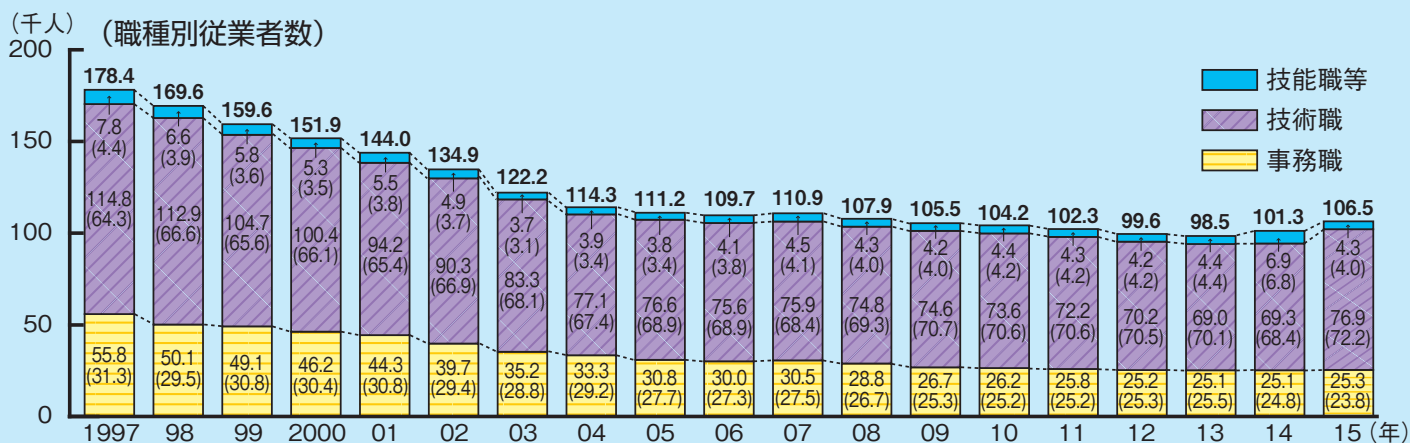


(注) 2011年は、東日本大震災で被災した岩手、宮城、福島3県を含まない。

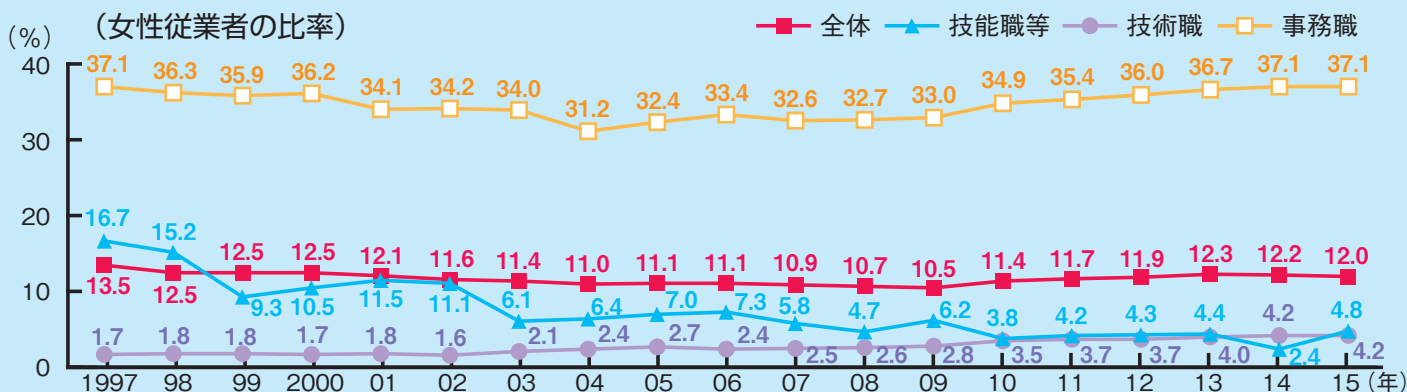
資料出所：総務省「労働力調査」

全産業の就業者中に占める女性の比率は43%程度で、非製造業を中心に上昇傾向にある。一方、建設業においては生産現場の労働内容等から女性の比率は10%台半ばと他産業に比べて低い。

## 》大手建設会社の従業者数の推移



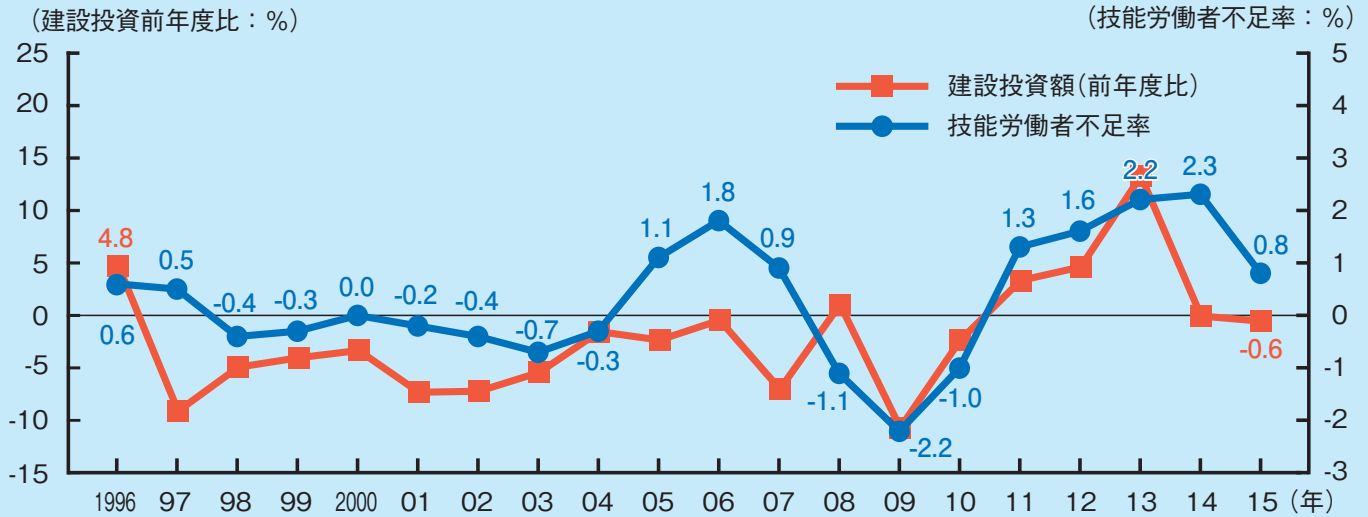
(注) 1. 大手総合建設会社(2002年まで36社、2003年から2013年まで35社、2014年以降33社)の従業者(役員を含む。いわゆる「派遣社員」(15年16.9千人)は含まない)  
2. ( )内は構成比



資料出所：国土交通省「建設業活動実態調査」

大手建設会社では90年代半ばから従業者の減少が始まり、2012年には10万人を割り込んだ。その後は増加に転じ、15年を職種別で見ると、技術職従業者が大きく増加している。女性従業者の比率は、全体で10%強、技術職は4%台で増加傾向にある。

## 技能労働者不足率の推移



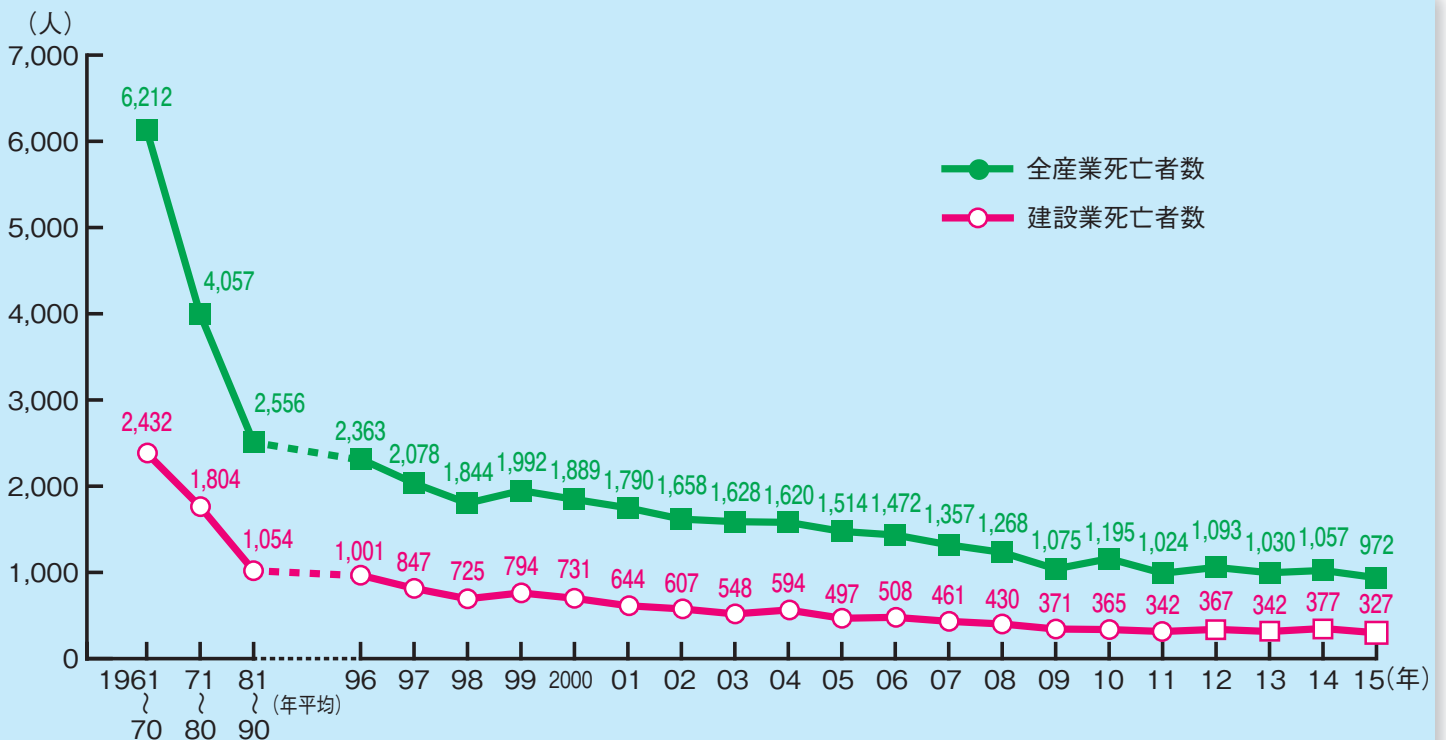
(注) 1. 型わく工（土木・建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木・建築）の6職種の技能労働者の不足率を示す。

2. 不足率 = (確保したかったができなかった労働者数 - 確保したが過剰となった労働者数) ÷ (確保している労働者数 + 確保したかったができなかった労働者数) × 100

資料出所：国土交通省「建設労働需給調査」、「建設投資見通し」

建設技能労働者の不足率は2008年から10年まで大幅なマイナス（労働者過剰）の状況が続いたが、11年以降、建設投資の増加を背景にプラス（労働者不足）に転じた。15年は型わく工（建築）、鉄筋工（建築）、左官がほぼ均衡となったことから、不足率は緩和した。

## 労働災害発生状況の推移



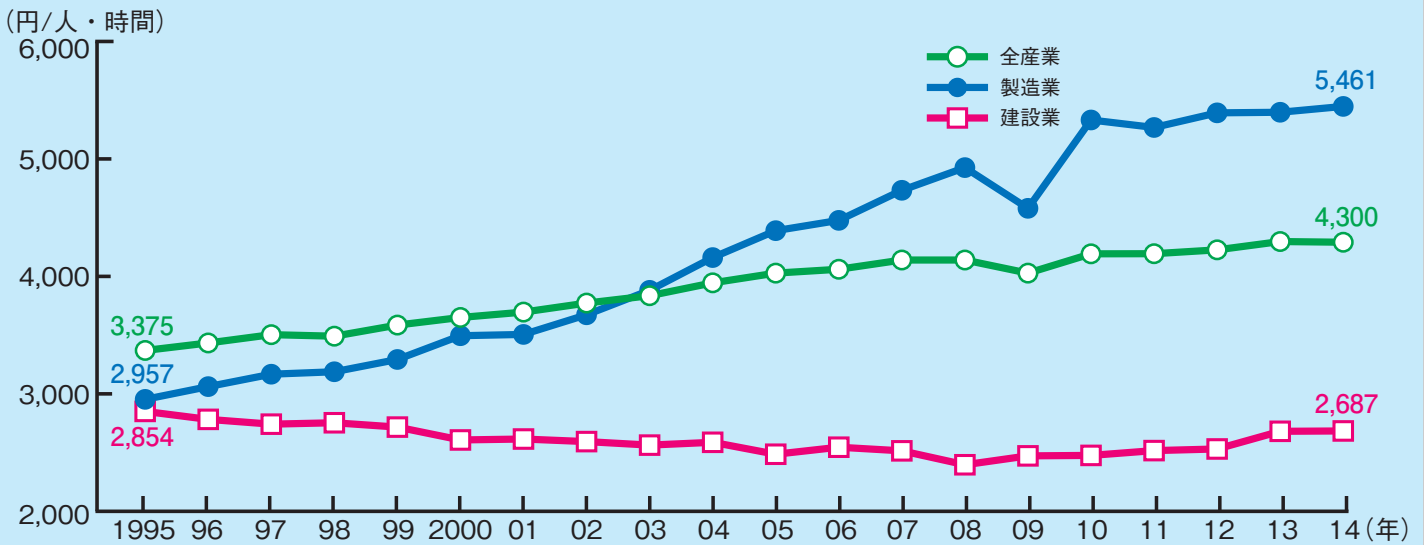
(注) 2011年の死亡者数には東日本大震災を直接の原因とする死亡者は含めていない。

資料出所：厚生労働省「労働災害発生状況」

建設生産は屋外作業、高所作業等を伴うため、労働災害が他産業に比べ多い。安全管理について建設業界は従来から最重要課題の一つとして積極的に取り組んでおり、近年は新たに労働安全衛生マネジメントシステムに基づく予防的、継続的活動を展開し、その成果をあげてきている。

## 5. 生産性と技術開発

### 》 労働生産性の推移

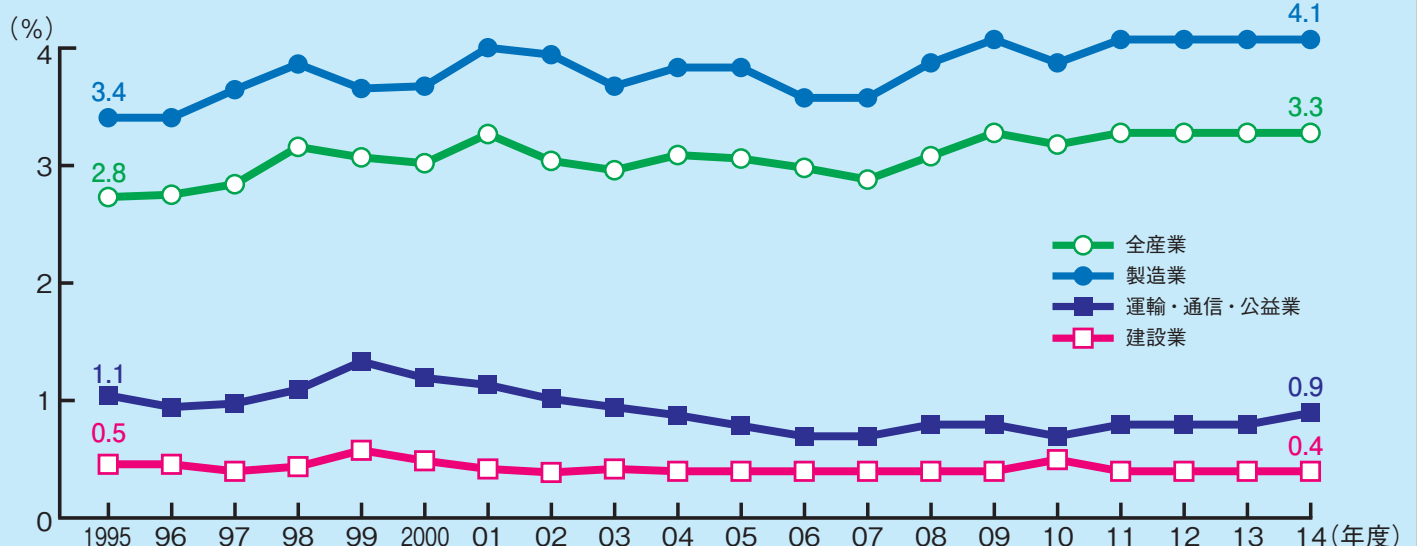


(注) 労働生産性=実質粗付加価値額(2005年価格)/(就業者数×年間総労働時間数)

資料出所: 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

90年代に製造業等の生産性がほぼ一貫して上昇したのとは対照的に、建設業の生産性は大幅に低下した。これは主として、建設生産の特殊性(単品受注生産等)および工事単価の下落等によるものと考えられる。近年は2008年を底に僅かずつではあるが上昇している。

### 》 研究費対売上高比率の推移



資料出所: 総務省「科学技術研究調査」

建設業の研究費は他産業に比べ少ないが、大手企業の中には年間約100億円の研究費を投じる企業もある。また、大手企業の多くは独自に研究所を有している。欧米の建設業の場合は、研究開発は主に大学や公共機関が実施しており、企業レベルではほとんど行われていない。この点、国際的にみて日本の大手企業の研究開発意欲の高さは際立っており、このことがわが国の建設技術を世界のトップレベルに押し上げる大きな原動力となった。

近年の大手企業の研究開発では、地震対策や環境関連のほか、高層ビルの解体技術、効率的な改修方法など維持更新関連等、新たなニーズへの対応が加速している。

## 6. 建設業の国際化

### 》WTO 政府調達協定適用基準額

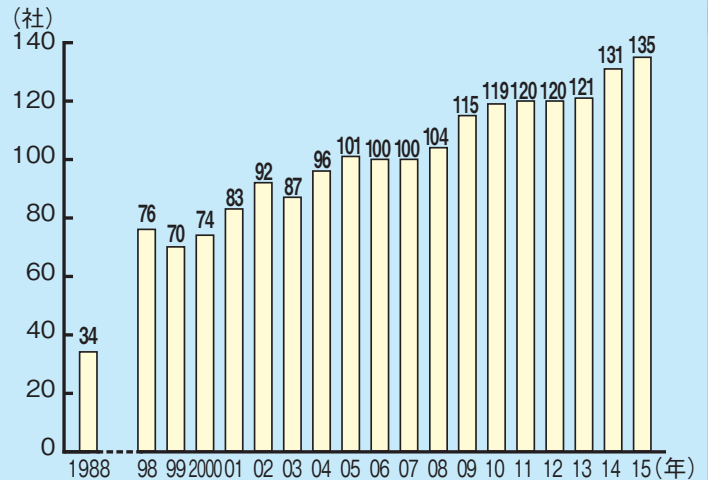
	建設工事	コンサル
中央政府 (一部独法を含む)	450万 SDR (7.4億円)	45万 SDR (0.74億円)
政府関係機関	1500万 SDR (24.7億円)	45万 SDR (0.74億円)
都道府県・政令市	1500万 SDR (24.7億円)	150万 SDR (2.4億円)

(注) 1. 邦貨換算額は2016年4月より2年間適用される。  
 2. WTO=World Trade Organization、世界貿易機関  
 3. 政府関係機関の建設工事はA群（日本郵政公社を承継した機関を除く）の建設サービス。

資料出所：外務省

わが国建設市場の国際化のきっかけは、1988年の日米政府間合意（外国企業が日本の制度に習熟するために特定プロジェクトに特例措置を講ずる等）であった。その後、96年のWTO政府調達協定発効により、基準額を超える工事（及びコンサル）には国際ルールが適用されることとなり、市場の国際化が一段と進んだ。

### 》日本国内の外国企業数の推移

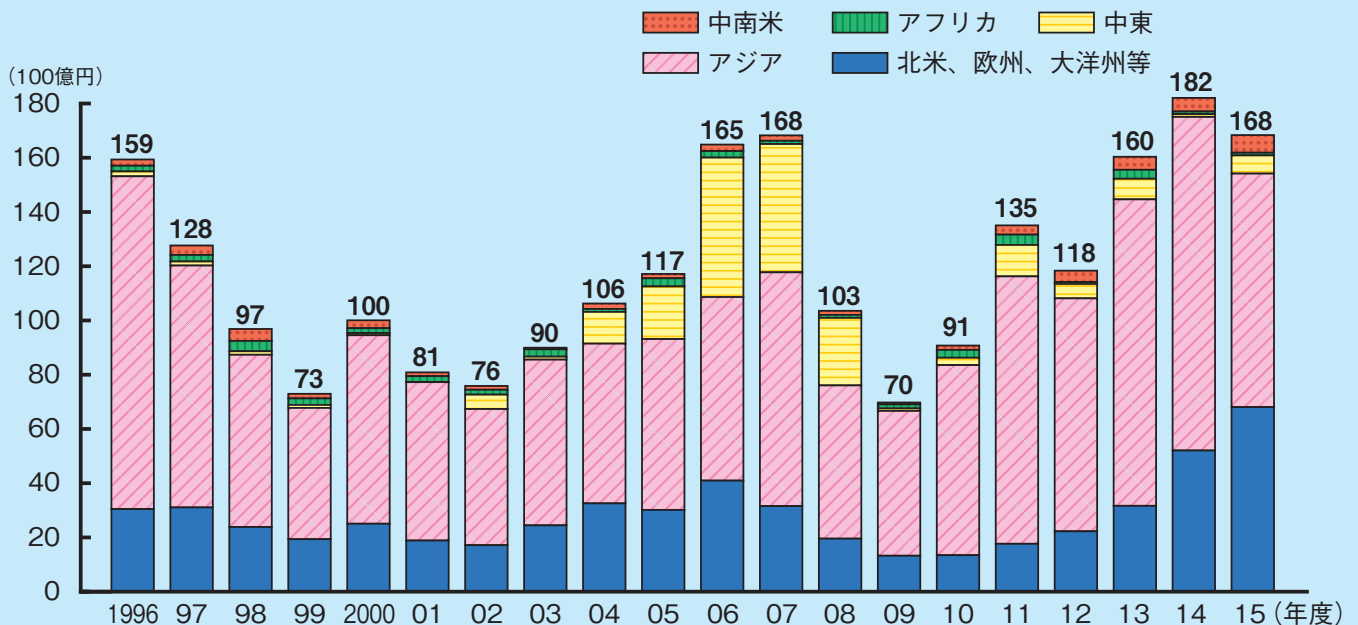


(注) 1. 建設業許可取得企業数（外資50%以上の日本法人を含む）を示す。  
 (各年とも3月末時点)  
 2. 2015年の外国企業の地域別内訳は、北米44社、アジア17社、欧州70社、その他4社。

資料出所：国土交通省

わが国の建設業許可を取得している外国企業数は90年代後半に若干減少したものの、その後は増加を続け、2015年は、過去最高の135社となった。

### 》海外工事受注の推移



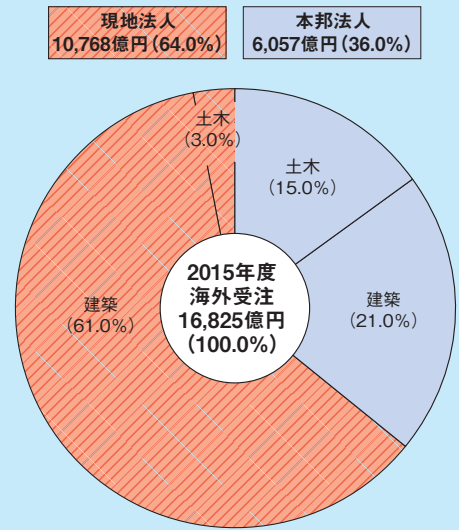
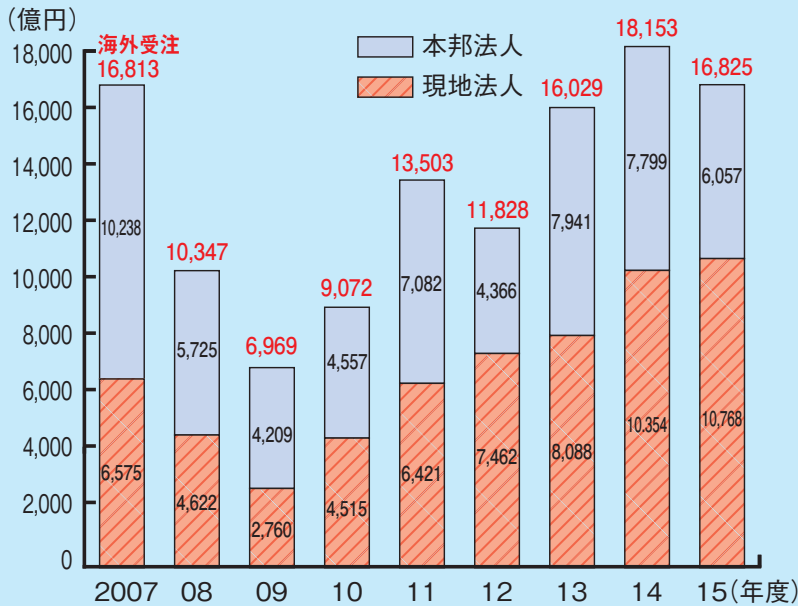
(注) 現地法人の受注を含む

資料出所：海外建設協会「海外建設受注実績」

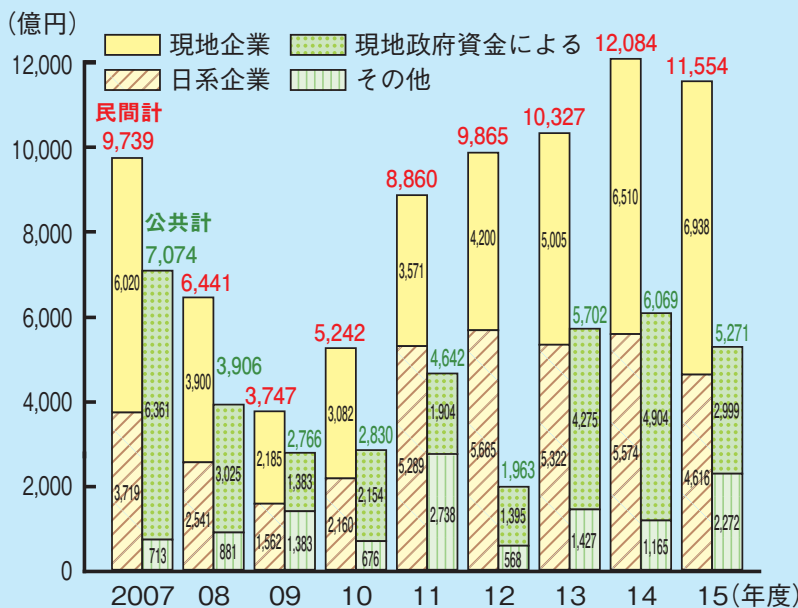
海外工事受注は、2000年代半ばに中東地域を中心として大幅に増加したが、その後の世界的な景気後退の影響により急減した。10年度以降は、アジアや北米を中心に増加に転じ、15年度は1.7兆円となっている。

## 海外工事受注の内訳

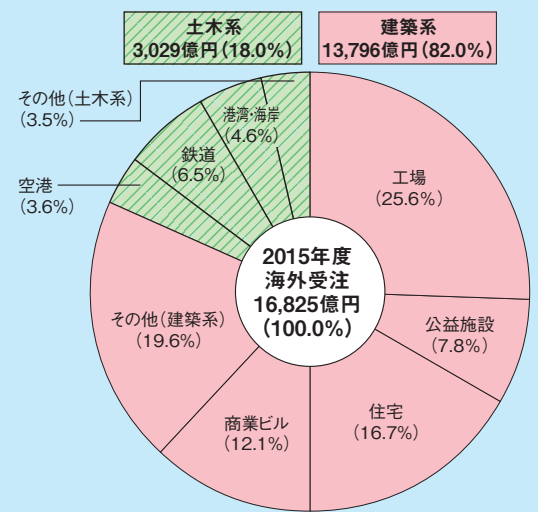
### ①本邦法人・現地法人別



### ②発注者 (民間・公共) 別



### ③プロジェクト種類別



(注) 「公共」の「その他」には、日本政府(有償・無償)、国際金融機関等からの資金による工事および日本政府発注工事を含む。

資料出所：海外建設協会

日本の建設会社が海外工事を受注する場合、本邦法人(日本の本社)が受注するケースと現地法人(子会社)が受注するケースがある。

近年は建築工事を中心に現地法人の受注が増加しており、12年度以降、本邦法人の受注を上回っている。

発注者別では、10年度以降、日系企業からの受注を中心に民間工事の回復が顕著である。

15年度の受注をプロジェクト種類別構成比で見ると、建築系が全体の8割以上を占めている。

## 7. 環境への取り組み

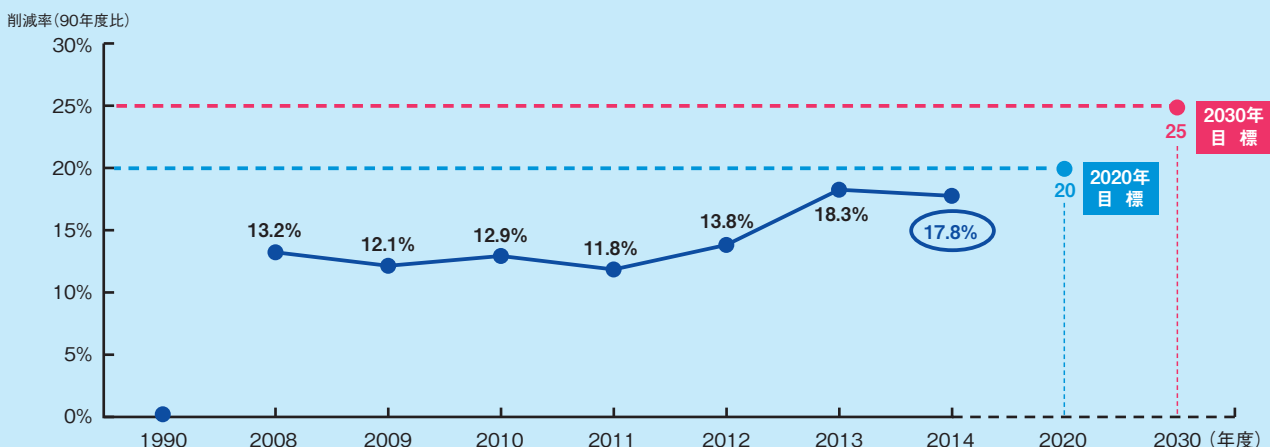
### 》「建設業の環境自主行動計画 第6版」の策定



地球規模の課題である温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全は、建設業にとっても重要な課題であり、事業のライフサイクルを通じ、エネルギー多消費型産業からの脱却および持続可能な社会の実現に向けた活動が求められている。日建連では2016年度～2020年度の5年間にわたる業界の環境行動指針として「建設業の環境自主行動計画 第6版」を策定し、環境活動に取り組んでいる。

資料出所：建設業の環境自主行動計画 第6版 [http://www.nikkenren.com/kankyoku/jisyu\\_06.html](http://www.nikkenren.com/kankyoku/jisyu_06.html)

### 》建設施工段階におけるCO<sub>2</sub>排出量削減率の推移（1990年度比）



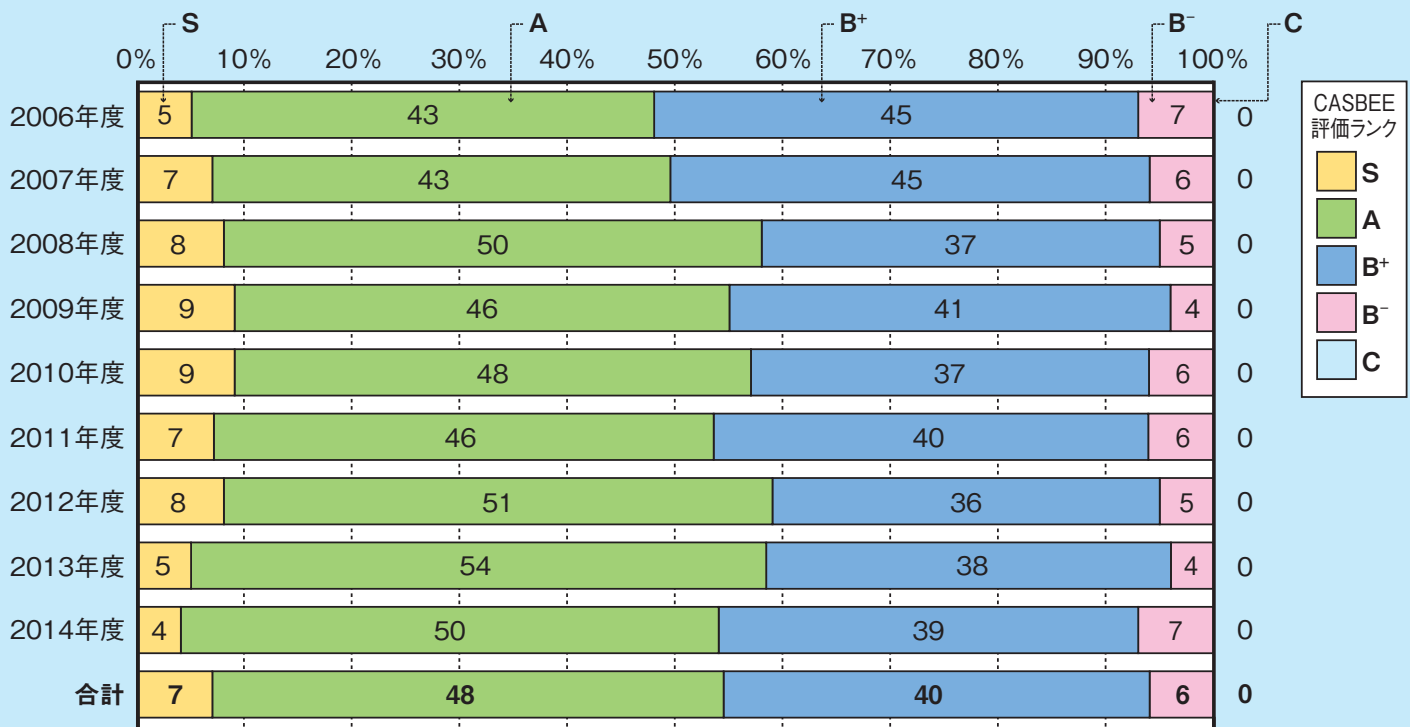
資料出所：日建連 2014年度CO<sub>2</sub>排出量調査報告書

建設業では資材の調達から建造物の設計・施工、さらには運用・改修・解体にわたる各段階でCO<sub>2</sub>排出量の削減活動に取り組んでいる。特に自ら管理可能な作業所での施工活動に関し建設業界としてCO<sub>2</sub>排出量削減目標を設定しており、重機・車両の省燃費運転の励行や省エネ機器の採用等、地道な活動を積み重ね着実に成果を上げている。

【CO<sub>2</sub>削減目標】 施工段階で発生するCO<sub>2</sub>排出量を、1990年度を基準として、2020年度までに施工高当たりの原単位（t-CO<sub>2</sub>/億円）で**20%削減**、2030年度までに**25%削減**

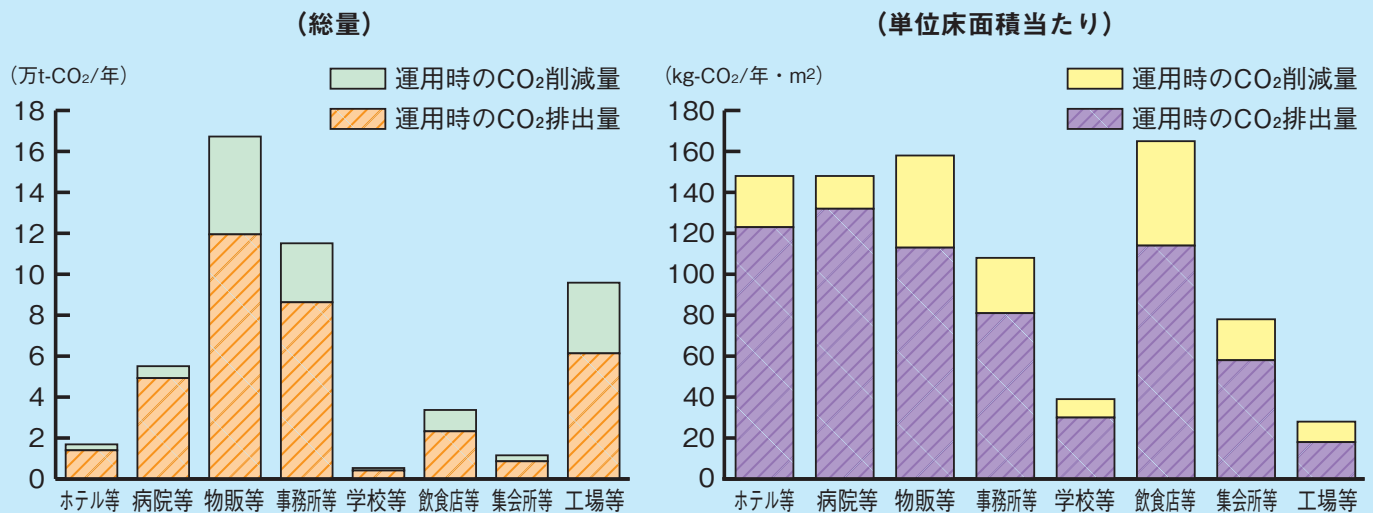
## 》 建築部門における環境配慮設計の推進

### ① CASBEE 評価結果に見る環境配慮設計の推進状況



- (注) 1. 旧建築業協会会員会社におけるCASBEEの利用状況や評価結果をもとに、環境配慮設計の推進状況を、件数の性能ランク別構成比で示す。総合的な環境性能の高い設計建物（SランクとAランク）の割合は50%を上回っている。  
 2. CASBEE：建築環境総合性能評価システム  
 3. 四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

### ② 建物運用時のCO<sub>2</sub>排出量とCO<sub>2</sub>削減量（2014年度）



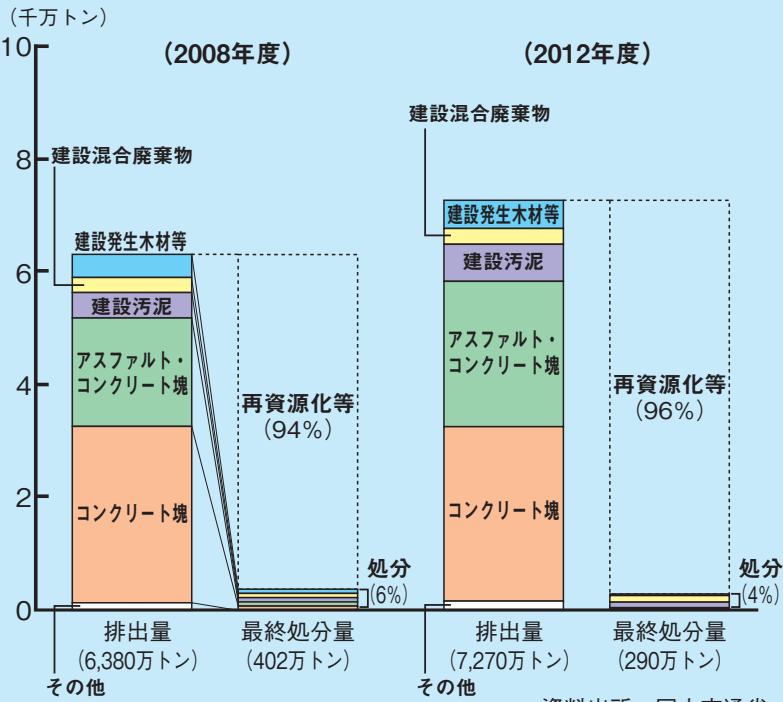
- (注) 1. CO<sub>2</sub>削減量は、下記により算出される省エネルギー量に換算係数（施設毎に異なる）を乗じて推計（運用段階での実測値ではなく、設計段階での推定値）  
 省エネルギー量＝（省エネ法で示される施設毎の標準消費エネルギー量）－（環境配慮設計による建物の消費エネルギー量）  
 2. 算定の結果、省エネ率とCO<sub>2</sub>削減率はいずれも27%であり、CO<sub>2</sub>削減量は14.0万t-CO<sub>2</sub>/年と推定される。

資料出所：日建連「2015年省エネルギー計画書およびCASBEE対応状況調査報告書」（2016年2月）  
 (①②ともに、日建連建築設計委員会（29社）が2014年度に提出した省エネ法対象物件に基づく）

建物のライフサイクルで見ると、CO<sub>2</sub>排出量は施工段階よりも運用段階が圧倒的に多い。建設業は、計画設計段階でのライフサイクルを視野に入れたCO<sub>2</sub>排出量削減への取り組みを重要な地球温暖化防止活動と位置付け、省エネルギー等環境性能の高い建物を社会に提供すべく、環境配慮設計の推進を図っている。日建連調査によれば、総合的な環境性能の高い設計建物（CASBEE評価Sランク、Aランク）の割合は50%を上回っており、建物の運用時のCO<sub>2</sub>削減率は27%に達する。



建設廃棄物の排出量と最終処分量



資料出所：国土交通省

建設廃棄物の最終処分量は、再資源化等に向けた建設業界の積極的な取り組みの成果として減少傾向にあるが、その一方で、2012年度の排出量は2008年度より約14%増加している。今後、東京オリンピック・パラリンピック関連工事や社会資本の維持管理・更新工事の増加により、建設副産物発生量の増加が想定されることから、国土交通省は2014年9月に「建設リサイクル推進計画2014」を策定した。

建設リサイクルの目標値

対象品目	2014年度実績	2018年度目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率 99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率 99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率 94.4%	95%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率 85.0%	90%以上
建設混合廃棄物	排出率 <sup>※1</sup> 3.9%	3.5%以下
	再資源化・縮減率 58.2%	60%以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率 96.0%	96%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率 <sup>※3</sup> -	80%以上

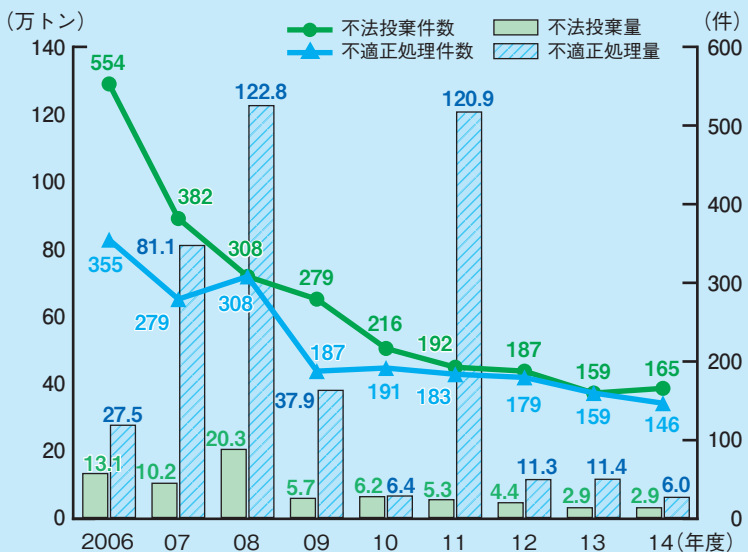
※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合  
 ※2：土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合  
 ※3：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

〈再資源化率〉  
 ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊：(再使用量+再生利用量)/排出量  
 ・建設発生木材：(再使用量+再生利用量+熱回収量)/排出量  
 〈再資源化・縮減率〉  
 ・建設発生木材：(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量)/排出量  
 ・建設汚泥：(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量)/排出量  
 〈有効利用率〉  
 ・建設発生土：(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量)/土砂利用量

資料出所：国土交通省「建設リサイクル推進計画2014」

不法投棄・不適正処理の状況

① 件数・投棄量の推移 (新規判明事案)

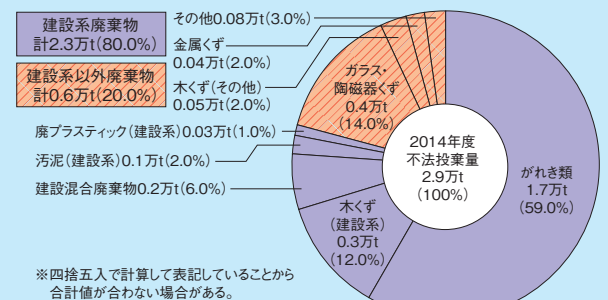


※不法投棄…廃棄物処理法に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄すること。  
 ※不適正処理…廃棄物処理法で定められた廃棄物の処理基準（運搬、保管、選別、再生、破砕、焼却、埋立てなど）に適合しない処理をすること。

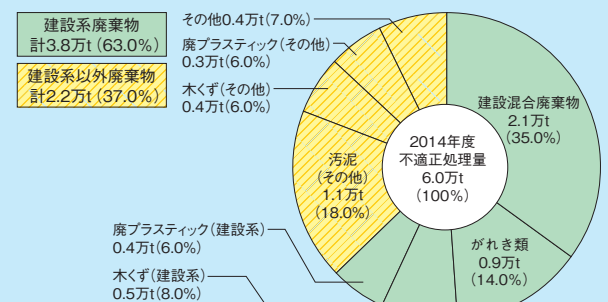
産業廃棄物の不法投棄は、廃棄物処理法の累次の改正による規制強化を背景に、件数、量とも減少傾向にある。建設廃棄物については、不法投棄、不適正処理のいずれも、件数、量ともに全体の6~8割を占めている。

資料出所：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況」

② 不法投棄量の内訳



③ 不適正処理量の内訳



※四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料出所：環境省